

金沢美術工芸大学キャンパスハラスメント対応規程

平成22年4月1日
規程第35号

(趣旨)

第1条 この規程は、学生及び教職員が、個人として尊重され、公正で快適な環境の下に、学習、教育及び研究に専念し、又職務に従事できることを目的とし、キャンパスハラスメントの発生の防止及びキャンパスハラスメントが発生した場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学生」とは、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の学生（科目等履修生、伝統工芸聴講生などを含む）をいう。

2 この規程において「教職員」とは、本学の教員（常勤教員、非常勤講師など）及び職員（常勤職員、非常勤職員など）をいう。

3 この規程において「キャンパスハラスメント」（以下「ハラスメント」という。）とは、相手の意に反する不適切な言動によって、相手の学習、教育、研究又は勤務に関して不利益を与えること、並びに、相手の意に反する不適切な言動によって、相手の学習、教育、研究又は勤務の環境を害することをいう。

(理事会、教育研究審議会及び教授会の責務)

第3条 理事会、教育研究審議会及び教授会は、学生が快適に学習及び研究に励むことができるような環境並びに教職員がその能力を十分発揮できるような勤務環境を確保するために、ハラスメントが生じないよう啓発及び研修活動の実施に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合においては、その解決を図るため、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(学生及び教職員の責務)

第4条 学生及び教職員は、常にハラスメントの発生の防止に留意し、ハラスメントを起こすことのないよう注意するとともに、ハラスメントが生じた場合に大学が取る措置に対して協力しなければならない。

(相談及び申立てに対する体制)

第5条 学長は、学生及び教職員からのハラスメントに関する相談を受ける相談員（以下「相談員」という。）を配置し、ハラスメントに関する申立てを処置する会議（以下「対策会議」という。）を設置しなければならない。

2 相談員は、本学学生相談室相談員をもって充てる。

3 対策会議の任務、組織等については、金沢美術工芸大学キャンパスハラスメント対策会議設置要綱に定める。

(申立人及び被申立人に対する措置)

第6条 学長は、対策会議の勧告を受けて、ハラスメントに関する申立てを行う者及び被申立人（以下「当事者」という。）に対し、適切な措置を講ずるものとする。

(措置に対する異議申立て)

第7条 当事者は、学長に対して、当該措置に係る異議を申し立てることができる。

(学外者からの意見聴取)

第8条 学長及び対策会議並びに相談員は、ハラスメントに適切に対処するため、必要があると認めるときは、法律専門家及びハラスメントに関し識見を有する学外者から意見を聴くことができる。

(対応結果の報告)

第9条 学長は、対策会議が申立てに対して行った処置及び学長が行った措置について、当事者のプライバシーに配慮したうえで、教育研究審議会及び教授会に報告し、学内に公表しなければならない。

(プライバシーの保護)

第10条 学長その他ハラスメントに関する相談や申立てに係る関係者は、当事者のプライバシー及び人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第11条 本学の構成員は何人も、相談及び申立てを行う者、相談及び申立てに関し協力する者、その他ハラスメントに対して正当な対応を行う者に対し、報復をしたり、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(ガイドラインの制定)

第12条 この規程を運用するために、金沢美術工芸大学キャンパスハラスメントガイドラインを別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。